

公 告

土地改良法に基づく県営中山間地域農業農村総合整備塩屋南部地区拾崎換地区の換地計画の縦覧について

土地改良法第 87 条第 5 項の規定により土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備塩屋南部地区拾崎換地区の換地計画を別紙及び次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 4 日

中種子町長 田渕川 寿広



1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し

2 縦覧期間
令和 8 年 9 月 7 日から同年 10 月 7 日

3 縦覧場所
中種子町役場農林水産課

鹿児島県告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、
土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備塩屋南部地区拾崎換地区の
換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年9月4日

鹿児島県知事

塩田康一



- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年9月7日から同年10月7日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農林水産課